

## 令和元年度埼玉県法人間連携推進事業業務委託に係る 企画提案募集要項

令和元年度埼玉県法人間連携推進事業業務委託に係る企画提案の募集については、この要項に定めるとおりとする。

### 1 目的

特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の5に規定するものをいう。）を運営する小規模な社会福祉法人等がネットワークを構築し、介護人材の確保・定着のための合同面接会や合同研修、人事交流等の取組を推進するとともに、地域貢献のための協働事業を実施し、ネットワーク及びその取組が自立定着することを目的とする。

### 2 委託業務内容等

別添の「令和元年度埼玉県法人間連携推進事業業務委託仕様書」のとおりとする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和2年2月28日まで

### 4 委託契約額

10,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

### 5 参加資格

埼玉県内に本店又は契約の主体となる支店、営業所を有する企業で、次の（1）から（6）までのいずれにも該当しない者

- （1）地方自治法施行令第167条の4の規定により、埼玉県における一般競争入札等の参加を制限されている者
- （2）埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加停止措置を受けている者
- （3）埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加除外を受けている者
- （4）会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- （5）法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者
- （6）過去5年（平成26年4月1日から平成31年3月31日）において、国や

地方公共団体から受託した業務等に係る実績がない者

## 6 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

企画提案書として、以下の書類を提出すること。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

ア 企画提案書（様式1）

イ 実施計画書（様式2）※別添の仕様書に基づき作成すること。

ウ 事業予算見積書（仕様書4（1）「委託契約額の内訳」に沿って作成したもの。）

見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を消費税及び地方消費税として加算して記載すること。

エ 本業務を管理運営していく際の管理・実施体制

オ 法人の登記事項証明書（全部事項証明書。3か月以内に取得したもの。）

カ 決算書（過去1年分の貸借対照表及び資金収支計算書）

キ 法人の概要（事業実績※、組織図、パンフレット等）

ク 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税の納税証明書

ケ 要項5参加資格のいずれにも該当しない旨の誓約書（様式3）

※ 過去2年間に実施した合同面接会及び合同研修の実績の一覧並びに過去5年以内の国又は地方公共団体からの事業受託実績の一覧を含める。

### (2) 提出部数

提出書類の用紙サイズはすべてA4版とし、インデックスを付けた上で、正本1部、副本7部を提出する。

### (3) 提出方法

企画提案書の提出は、持参又は郵送とする。

【提出先】埼玉県福祉部高齢者福祉課 介護人材担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

### (4) 提出期限

令和元年6月24日（月）午後1時まで（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送すること）

### (5) 企画提案書の取扱い

ア 県は、提出された企画提案書を、本業務の受託機関の選定以外の目的で提出者に無断で使用しない。

イ 提出された企画提案書は、公正性、透明性を期すために、「埼玉県情報公開条例」等関連規定に基づき公開することがある。

ウ 提出された書類は、本業務の受託機関の選定を行うために必要な範囲又は

公開等の際に複製を作成することがある。

エ 提出された書類は返却しない。

(6) その他

ア 企画提案書及び企画提案書のために作成した資料は、本県の了解なく公表、使用することはできない。

イ 企画提案書の提出は、1法人につき1案とする。

ウ 企画提案書の作成及び提出等に係る費用は提出者の負担とする。

エ 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの、提出書類に不備があるものは無効とする。

## 7 質問事項の受付

企画提案の内容等に関する質問は次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和元年6月12日(水)から6月14日(金)まで

(2) 質問方法

質問書(様式4)に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。

【メール】 a3240-18@pref.saitama.lg.jp

【FAX】 048-830-4781

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問を行った法人名を伏せた上で、6月18日(火)までに埼玉県ホームページ内の以下のページに掲載する。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/29kikakuteian.html>

## 8 委託候補者の選定方法

(1) 委託候補者の選定

提出された企画提案書の内容に基づき、書類選考の上、委託先候補者を選定する。

(2) 採用通知

令和元年6月27日(木)

(3) 審査項目

ア 業務を実施する上で十分な組織体制であること。

イ 契約直後から業務を円滑に実施できるよう計画が策定されていること。

ウ 業務を効果的に実施するための具体的な提案であること。

エ 県内の特別養護老人ホーム等を対象にした合同面接会又は合同研修を実施した実績があること。

オ 国や地方公共団体からの事業受託の実績があり、誠実に履行していること。

## 9 委託契約の締結

委託候補者に選定された者は委託契約締結に向けて県と協議を行う。協議が整った際は、委託候補者から改めて見積書を徴収し、随意契約による委託契約を締結する。

## 10 問合せ先

埼玉県福祉部高齢者福祉課 介護人材担当

所在地：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話：048-830-3232 FAX：048-830-4781

E-Mail：a3240-18@pref.saitama.lg.jp 担当者：佐藤